## 令和5年度

# 学校いじめ防止基本方針

## 「いじめ」をしない、させないために



## 八街市立朝陽小学校

平成29年4月1日(一部改定)

平成30年4月1日(一部改定)

令和元年4月1日(一部改定)

令和2年4月1日(一部改定)

令和3年4月1日(一部改定)

令和4年4月1日(一部改定)

令和5年4月1日(一部改訂)

#### **I** はじめに

学校教育において、いじめの問題は不可視化、複雑化している。急速な情報技術の発展により、インターネットやスマートフォンが小学生にまで普及し、SNS上でのやり取り、発信が問題になるケースもある。また、新種の感染症や国際化、多様性理解など、児童を取り巻く環境は目まぐるしく変わり、それらに合わせた指導が必要となってくる。

朝陽小学校では、いじめ根絶に向けた取組として、これまで定期のアンケート調査(年3回)の他にも、教育相談週間の中で学校生活に関するアンケート調査(年3回)を実施している。個性を伸ばし、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう、これらの調査を基に、面接や具体的な指導、さらには家庭への連絡などをていねいに行い、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ることに努めている。また、毎月の学校いじめ対策委員会を充実させ、学年ごとの生徒指導案件、長欠児童の報告・共通理解をしている。さらに、生活指導委員会(生徒指導・安全・清掃関係)でも、児童の情報交換を行い、毎月2回以上は校内での共通理解の場を設けている。その際、情報の漏れ落ちや、個人情報の流出がないように、生徒指導案件情報のデータ化を図り、他学年の教員同士で、いつでも確認ができるよう環境づくりを行っている。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから子どもたちを救うために、「暴力・暴言は絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こり得るものである」との認識をもつことが大切である。いじめを認知した場合、正確なていねいな説明を保護者に向けて行い、隠蔽や虚偽がないようにする。また、いじめ問題に対し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

そこで、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法を受け、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織として問題に取り組むため、「朝陽小学校いじめ防止基本方針」の作成を行った。また、平成29年11月に県の改訂基本方針が発表され、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。管理職はもとより、学級担任をはじめ全教職員が熟読し、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう、いじめが行われなくなることを旨としてなければならない。

朝陽小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校・保護者・地域が一体となって、連携を取りあい、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存である。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法(第二条)より

いじめの禁止 「児童生徒等は、いじめを行ってはならない。」

\*いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識をもたせる。

\*加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという姿勢をしっかり示していく。

#### ☆いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体でもつ。
- ③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになる。

\*生徒指導リーフ「いじめ理解」から

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に職員に相談することをためらわせたりしかねない。

## 3 いじめの態様

#### いじめとは

代表的な行為は、からかいいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、"ささいなこと"、日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という"<u>目に見えにくい"攻撃</u>行動に適切に対応するには、行為自体が"目に見えやすい"「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

生徒指導リーフ【いじめの理解】Leaf.7

※改定基本方針では、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることから、いじめを認知することとなった。

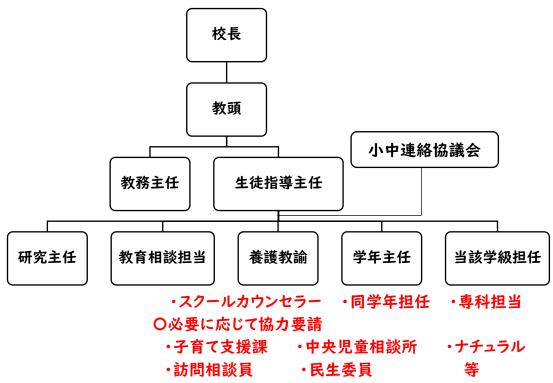
いじめ調査におけるいじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべき と認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応を 取ることが必要である。

区分	抵触する可能性のある刑罰法規
①冷やかしやからかい、悪口、嫌なこと言われる	脅迫, 名誉毀損, 侮辱
②仲間外れ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
③軽くぶつかる、遊ぶふりしてたたかれる等	暴行,傷害
④ひどくたたかれたり、蹴られたりする	暴行,傷害
⑤金品をたかられる	恐喝
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり	窃盗,器物損壊
⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる	強要
8パソコンや携帯電話でひぼう中傷等される	名誉毀損, 侮辱
<b>⑨その他</b>	

## 4 学校いじめ対策の組織

- ・名称の位置付け【生徒指導(いじめ対策)委員会】
- ・組織図の作成
- ・構成員の確認 (いじめ対策主任を位置付け、複数の教職員)
- ・定例会議の開催(原則として月に1回の開催)
- ・緊急時の対応会議の開催

#### 組織名【朝陽小学校いじめ対策委員会】



#### 教育相談窓口

○朝陽小学校

電話番号 043-444-0147(八街市立朝陽小学校)

○八街市教育相談ダイヤル 電話番号043-310-5017 毎週 月・水・金曜日 午前9時~午後3時

#### ①いじめ対策会議

**のメンバー** 

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、 スクールカウンセラー

- ・月に1回開催
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

#### ②生徒指導部会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・月に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童児童生徒の問題行動、長欠児童などに係る情報 の収集と記録。
- ・月の重点事項の確認等。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

#### ③いじめに関わる情報があった時の緊急会議

○メンバー

校長(教頭)、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・| 週間に | 回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・来週の重点事項の確認等。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

学校の職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係わる情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法第23条 I 項に違反することにもなり得る。

#### 5 いじめの未然防止

#### (1) 未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。特に配慮が必要な児童(下記①~⑤)については、教職員が個々の児童の特徴を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。

- ①発達障害を含む、障害のある児童。
- ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど海 外につながる児童。
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童。
- 4)震災や豪雨などの災害によって避難している児童。
- ⑤感染症に罹患したり、濃厚接触者となったりした児童。

居場所づくりと絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレッサー(ストレスをもたらす要因)に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減る。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童らがつくりだしていくことができる。それが、未然防止の第一歩となる。

(学校いじめ防止基本方針の策定Q&Aより)

#### (2) 居場所づくり

「居場所づくり」とは、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指している。すなわち、<u>教職員が児童のためにそうした「場づくり」を進めることであり、児童はそれを享受する存在と言える。</u>

#### 教職員の働きかけ

- ・課題を抱えている児童に寄り添う
- ・人間関係に悩む児童の相談にのる
- ・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする
- ・対人関係のトラブルが起きないよう、トレーニングを行う

このような働きかけにより、児童相互の間に安心感や親密感が期待できる。

#### (3) 学校長からの全校児童、職員への周知

毎月の全校集会、始業式、終業式において、校長からいじめ撲滅や命の大切さ、友達との関わり方などについて全校児童、職員に話をしている。いじめは絶対に許されないこと、一人に一つしかない命を大切にすることを周知している。あわせて、学級での振り返り活動を徹底して行っている。

- ・いじめは絶対に許されない、許さない。
- ・いじめ0の学校にすること。
- ・自他共に命を大切にすること。

#### (4)絆づくり

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童自らが「絆」を感じ取り、 紡いでいくことを指している。「絆づくり」を進めるのは児童自身であり、教職員に求められる のはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言える。すなわち、日々の授業や行事等に おいて、すべての児童が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」といえる。

#### メモ

児童が主体となる「絆づくり」と、教職員主導で行う「居場所づくり」の違いは、「つくる」の「主語」が、児童なのか、教職員なのか、にある。

教職員主導で進める「絆づくり」は、単なる「やらせ」でしかない。

#### 児童の主体的な参加による活動

- ・1年生を迎える会の企画・運営
- ・給食の準備や片付けの手伝い
- ・あいさつ運動の運営
- 朝のボランティア清掃
- ・清掃活動における手順の指導
- ・縦割り活動(なかよし班)における交流会(月2回)での活動
- ・6年生を送る会における企画・運営
- ・幼小・小小・小中交流活動における運営
- ・人権週間での道徳授業の実践、授業後のふりかえりを全クラスで掲示物として作成し、教室内での掲示。その後、昇降口に掲示し、全学年の児童が見ることができるように、環境の整備の充実
- ・授業参観での道徳科の実践
- ・イエローシール運動(いじめ撲滅キャンペーン)における運営 (委員会活動でのいじめ撲滅に関する呼びかけ)
- ・いじめ、人権にかかわる啓発動画の撮影、放送の実施
- ・陸上部・音楽部壮行会における企画・運営

このような児童が主体的に取り組む共同的な活動を取り組むことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童が感じとれる"絆づくり"が期待できる。

#### (5) いじめ防止のための授業改善

すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

授業づくりにおいて、どの児童にとっても安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づく りを行う際の、3つのポイントとして

- ①児童に「自己決定の場」の場や機会をより多く用意し、児童が自己実現の喜びを味わう ことができるようにすること
- ②児童に「自己存在感」を与えること
- ③教師と児童の信頼関係及び児童相互の「共感的人間関係」を育成することである。 いじめ防止のための「わかる授業」のほかに、授業中の規律問題なども、互いの授業を見せ合うことによって改善・解決することができる。

#### 例えば、

- ()チャイムが鳴る前に着席するという習慣
- ②授業中の正しい姿勢の徹底
- ③発表の仕方や聞き方指導

授業に関連して教師が注意すべき点には、

- ①教師の不適切な認識や言動
- ②差別的な態度や言動は、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例 も見られるので、注意が必要である。

★ 自ら授業に参加し、

【規 律】

基礎的な学力を身につけ、

【学力】

認められているという実感をもった児童生徒

【自己有用感】

#### (6)道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童が心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「やさしさ」や「思いやり」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ防止につながると考えられる。

#### (7)体験活動の充実

児童が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

- ・自然の中での宿泊体験
- •体験型環境学習
- ・福祉ボランティア体験
- ・幼児ふれあい体験
- •伝統文化芸術体験

#### (8) 保護者・地域住民への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会、学区連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による啓発活動を積極的に行う。

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

- ・いじめ問題に対する基本的な考え方
- ・いじめの実態や指導方針等の情報提供
- ・いじめに関する通報、相談、連絡体制の整備

#### (9) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事(主任)を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切である。

#### ①教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者、弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

市町村教育委員会において、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から学校を変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議する必要がある。

#### ②警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互に協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する必要がある。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

#### ③地域関係機関との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の要因が考えられる場合には、市 長部局(児童家庭課・社会福祉課)、民生委員や主任児童委員等の協力を得ることも視野に 入れて対応する必要がある。

#### (10) いじめの防止等のための教職員研修の充実

学校においては、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。

- ・いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るための研修
- ・様々なスキルや指導力を身につけるための研修
- ・いじめの認知能力を高めるための研修
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした

#### 研修

- •事例研修
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する研修
- ・懲戒と体罰の正しい理解のために

「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

懲戒・体罰とは 懲戒を加えることは認められているが、体罰は絶対に許されない

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例

#### (11)新型コロナウイルスに関するいじめ対策

- ①未然防止の取り組み
  - ・新年度、新学期前に職員でのいじめOに向けた取り組みの共通理解、児童に対していじめは絶対に許さないということを周知徹底 (集会・学年会・学級開き)
  - ・外国から帰国した児童(旅行、帰国を含む)、保護者が病院や介護施設で働いている家庭の児童、保護者が働いている職場で新型コロナウイルスが発生した児童への偏見をもたないように注意喚起の徹底
  - ・新型コロナウイルスの症状に類似している児童への配慮
  - ・咳や微熱が続いている児童に対して、安易に新型コロナウイルスと言う言葉が出ないように注意喚起の徹底
  - ・学級活動、道徳科におけるいじめ0に向けた授業展開の充実
  - ・偏見をもたないように、正しい人権への考えの周知徹底
- ②被害児童らのケアの徹底
  - ・教育相談の実施、指導の徹底
  - ・文部科学省 HP 掲載相談窓口「24時間子供SOSダイヤル」の紹介 学期始めや学年集会など、大勢が集まる機会で周知 (電話)0120-0-78310

## (12)年間計画 ※変更有

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式	・学校間、学年間の情報交換
',	・授業参観	・いじめに関わる共通理解(職員研修)
	・1年生を迎える会	・あいさつ運動(毎月10日実施)
	•学区合同研修会	・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
5月	・部会陸上競技大会	・生活アンケート・教育相談の実施
0,1	・郡陸上競技大会	・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
6月	•5年宿泊学習	・いのちを大切にするキャンペーンの実施
	•教育相談	・いじめに対する調査アンケート・教育相談の実施
	3X 13 1H BX	・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
7月	・夏休み学習会	・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認)
',	ZH-7 J L Z	・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
8月		・八街市教育講演会(職員研修)
		・職員研修会【カウンセリングマインドの習得、事例研究】
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
9月	・運動会	・運動会を通した豊かな人間関係を育むためのプロ
		グラムの実施(学級での話し合い)
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
10月	・6年修学旅行	・生活アンケート・教育相談の実施
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
11月	・いじめ撲滅週間	・児童会を中心にしたいじめ撲滅に向けた啓発活動
	<ul><li>オレンジリボン運動</li></ul>	【いじめゼロ宣言・いじめ撲滅キャンペーン】
	・さわやかハートタイム	・いじめに対する調査アンケートの実施
	・教育相談週間	・人権週間【人権感覚・生命尊重を磨くためのプログラム実施】
		・いじめに対する調査アンケート・教育相談の実施
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
12月		・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認)
		・いのちを大切にするキャンペーンの実施
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
I 月		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
2月	・学力検査	・いのちを大切にするキャンペーンの実施
	•教育相談週間	・いじめに対する調査アンケート・教育相談の実施
	・6年生を送る会	・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)
3月	・卒業式	・いじめ対策会議の実施(評価)
		・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成
		・学校いじめ対策委員会(企画・職員会議)

<sup>※</sup>コロナウイルス感染症の影響により、変更あり。

## 6 いじめ早期発見のための措置

#### (1)早期発見の基本について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

#### (2)日々の観察における早期発見の手立て

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5WIH(いつ、どこで、だれが、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

#### (3) 児童のささいな変化に気づくために

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことである。また、クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえる。個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用するとよい。保健室の様子を聞くことも重要である。今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用していくことが大切である。

#### (4) 定期的なアンケート調査の実施

誰が被害者か加害者かとは関係なく、<u>いじめがどの程度起きているのかを毎月把握し</u>、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「いじめに対する調査アンケート」を実施する。

いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにある。

#### (5)相談体制の整備

定期的な教育相談週間(6月・11月・2月)を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。また、日常の生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることも重要である。

児童から相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。さらに、相談箱を設置したりすることも大切である。

## 7 早期対応(個別のいじめに対して講ずべき措置)

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- (1)いじめ対応の基本的な流れ
  - ①いじめ情報(事態)発見
  - ・発見者→担任→学年主任→学年職員→生徒指導主任(全職員)→教頭→校長 というルートで、速やかに報告する。
  - ・校長(通常は教頭)が次の采配を行う。

ア:正確な実態把握 イ:対処法 ウ:人的配置(役割分担)

エ:事情聴取の場所 オ:対外機関への報告・通報

- ②事実の掌握(事情聴取)
- ・加害、被害児童を個別に、別室で同時に聞き取りを始める。

(\*被害者が先でも良い)

- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- \*聞き取り内容のすべてが整合し、矛盾なく明らかになった時点で聴取を完了する。 \*聞き取りの途中で指導を入れない。
- ③指導体制、方針決定
- ・いじめ対策委員会を招集する。
- ・指導のねらいを明確にする。

【被害生徒・保護者への対応】【加害児童・保護者への対応】

- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を行う。
- ・いじめられた児童を徹底して守るための対策

(登下校、休み時間、清掃時間、放課後)

・教育委員会、関係機関との連携を図る。

\*生命または身体の安全が脅かされるような重大事態および学校だけでは 解決が困難な事案

いじめ対策委員会→教育委員会・警察へ連絡

- 4-1被害児童・保護者への対応
  - ・早期発見・即時対応・即日決着(家庭訪問)が原則。
  - ・学校は全面的に被害者側に立つ。
  - ・家庭訪問には次の内容で行う。
    - ア:謝罪と事実報告 イ:言い分や要望をうかがう
    - ウ: 苦悩の解消に努める旨の申し出

(本件収束の手立て、再発防止策、進捗状況の報告、家庭との協力体制)

・今後の対応について

ア:被害児童が再登校できる環境づくり

イ:加害児童との関わり方

ウ:相談窓口の設置

#### 4-2加害児童・保護者への対応

- ・原則として、問題を発覚した即日に家庭訪問すること。
- ・家庭訪問には次の内容で行う。
  - ア:謝罪と事実報告 \*学校でおきた問題は学校の責任の精神
  - イ:問題の意味の説諭

(本人にとって、相手の痛み、法的・社会的に)

ウ:家庭の意向をうかがう

エ:家庭と学校が協力して生徒の更正を支えること

#### ⑤再発防止(今後の対応)

- ・継続的な見守り(被害者・加害者ともに)
- ・カウンセラー等の活用も含めた心のケア
- ・充実した学校生活への環境改善
- ・学級が楽しく、結束する手立て
- ・学級活動の充実

(例:良い友人関係を育む、相手をほめる言葉、傷つける言葉)

・魅力ある学校づくりの推進

(居場所づくり、絆づくり、学級指導の見直し、授業改善)

#### (2)ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

(SNS やインターネットゲーム上でのトラブルがいじめに発展することが目立った。)

未然防止には、児童生徒のパソコンやタブレット端末、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。特に、スマートフォンの契約者・最終責任者は保護者であること、SNS やインターネットゲーム上でのやり取りでは、いつ被害者や加害者になるかわからないことを伝えていかなければならない。そのため、年度初めに保護者に向けて、家庭でルールを決めること、フィルタリングサービスの推奨を呼びかけることを記載した手紙を配付している。

早期発見には、SNS での情報やインターネットゲーム上でのチャット、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者との連携が必要である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要がある。

#### (3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況についても示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し 状況を注視する。
- ②本人及び保護者へ面接で確認すること 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを<u>血談</u> 等により確認する。
- ①②を確認の上、解消とする。
- ※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 8 重大事態への対処

#### 重大事態とは、

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ・自殺を企図した場合、身体・金品等に重大な被害を負った場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・精神性疾患を発症した場合

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者(教育委員会)に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれないが、 重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至っ たという申立てがあったら、すぐに学校の設置者(教育委員会)に相談する。

#### (1)事実関係を明確にするための調査

- ①発生した場合の連絡体制
  - •発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
  - ・校長 (通常は教頭) →教育委員会→教育長→市長
  - \*順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。
  - \*一報後は、改めて、文書による報告書を提出する。
  - \*必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

#### ②発生した場合の初動について

- 「学校いじめ対策委員会」を招集し、調査にあたる。
- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。

ア:いつ頃から イ:誰から行われ ウ:どのような態様であったか

- エ:いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - オ: 学校・教職員がどのように対応したか
  - ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- (2)調査に関わるいじめを受けた児童生徒・保護者への必要な情報の提供
  - ・調査の結果について、丁寧に説明する。
  - ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行わない。

## 9 学校評価

- ・いじめに対する取り組みの実施状況について、学校評価の項目に設定する。
- ・年度毎にいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をする。
- ・年度の反省により、学校いじめ防止基本方針の見直し規定を行う。

## 市の花/ひまわり



【ひ】かり輝く 【ま】わりを照らす 【わ】たしもあなたも 【り】っぱに育てよ